

ともにあゆむ

「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.21
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2012年5月17日発行

報告が遅くなりましたが、4月25日に行われた裁判も201号法廷にいらっしゃる31名の方にかけていただき、ありがとうございました。

今回から合議体になり、田近裁判長、日比野・滝澤裁判官の3人の担当になりました。裁判後、桜華会館に場所を移して、報告・交流会を開きました。



卑劣な責任のがれにもほどがある！ 梅村さんが被告の準備書面に反論

報告会では、兼松弁護士から双方から提出された準備書面についての概要の説明があり、その後、原告の梅村さんは次のように発言しました。

「被告の準備書面を見ると、南医療生協が、労働者の労働実態や健康について、ここまで無理解で不誠実だということに怒りを覚えます。愛知労働局が、膨大な資料や聞き取りを精査した上で発症は仕事に起因すると認めたことすら、ごくごく一般的な言い訳やごまかしを延々と並べて責任逃れをしようとしています。

たとえば地域医療連携室の業務は『連携先からの患者紹介を医局に引き継ぐこと』と、いかにも簡単な事務連絡の取次ぎだから、『医療知識や経験など不要』で単純な作業のように言っていますが、現実とは全く違います。連携登録医になっていただいた開業医からは連携室を窓口で患者紹介の連絡が入ります。ときには「心肺停止状態の患者を今からそちらに送ります」という場合もあります。人の生死がかかったギリギリの状況で、その瞬間に対応できる医師がいるか、ベッドが空いている

かなど、必要な手配が可能かどうかを判断し、対応しなければなりません。しかも、そういう連絡はいつ入るかわからないのです。常に緊張を強いられていたのは事実です。被告はこのような現場の職員の苦労や痛みを実際にまったくわかっていないのか、わかっているとしても知らばっかりなのか…、許せないと思います。

星崎診療所のケアマネジャーの時には『フレキシブルな勤務を（梅村さんにだけ）特別に認めた』ともいっていますが、遅く出勤してもいいといわれても仕事が減らされているわけではないので、労働時間は軽減されていないのです。

このようなごまかしには負けるわけにはいきません。徹底的に反論して真実を明らかにしていきたいと思います。」



次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

6月18日(月)午後3時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判終了後、弁護士会館にて、報告・交流会を開催します。

いよいよ署名活動スタート



「ニュースをもらうばかりでかえって申し訳ない」「支援する会に入っただけ、仕事もあって傍聴にも行けなくて…」と、あたたかい言葉をくださったみなさんに、ついをお願いする 때가 来 ました。ともにあゆむ裁判の署名活動がいよいよ始まりました。目標は1万筆です。

署名は2種類（B4版左右）です。左側は裁判所あて「ともにあゆむ裁判（南医療生協事件）の公正判決を求める要請書」、右側は南医療生協あて「梅村紅美子さんの労災を認め、労働安全衛生対策の改善を求める要請書」です。

ご家族の分を代筆していただいて、住所は「同上」でも構いません。署名と一緒にみなさんの疑問に答える「Q&A」のチラシも作りました。そちらも活用しながら、お顔の広い方は50筆、100筆と、ご協力をよろしくお願いします。

メーデー会場では…

5月1日、愛知県中央メーデーに4000人が集まった白川公園で、「ともにあゆむ裁判」署名の取り組みがスタートしました。原告の梅村さんを先頭に支援者6名で署名を訴え、次々と協力してくれる方たちが。

1時間足らずの署名行動でしたが、その場で120筆の署名が集まりました。

また、「署名用紙、何枚かちょうだい！集めて、また送るわね」とうれしい声をかけてくださる方もいました。

お天気にも恵まれ、デモ行進もさわやかでした。



梅村さんは夫婦一緒に署名を訴えました。

憲法集会の会場でも…

5月3日憲法集会に開場前から並んでいる人たちに署名をお願いし、短時間に200筆集まりました。

「南生協っていったいどうなってるの？」という方もたくさんおられ、労働者に対しての不当労働行為で労組からも訴えられていることや、全日本民医連の方針に全国で唯一背いて「差額ベッド代」を徴収していることなどお話しすると、「やっぱりなんかおかしいとおもったんだわ」と納得されていました。

南医療生協が「民主的医療機関」の道を踏み外していることを伝えることの重要性を感じました。

署名の第1次集約は6月15日です

●その後も署名は裁判終了まで継続していきますので、そのあとも引き続きご協力をお願いします。